工事監理状況報告書(木造軸組工法)

完了検査

年 月 日

(あて先) 建築主事

確認済証番号	年	月	日	第	号	確認機関名
" (変更)	年	月	日	第	号	確認機関名
工事場所					建築主 氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法第12条第5項の規定により次のとおり報告します。

報	工事監理者	会社 住所	
告		会社名	
者		報告者 氏名	

確認事項		確認を行う照合内容	工事監理者 確認結果 ※1	※2 検査A:目視検査B:計測検査C:監理者報告	
1	確認表示板(法89)	1 建築確認表示板の設置	適:不	Α	適 : 不適
2	敷地の衛生及び安全(法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	適:不	A : B : C	適 : 不適
3	敷地と道路の関係	1 道路の幅員	適: 不	A : B : C	適 : 不適
	(法42 43)	2 道路に接する敷地の長さ	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	適: 不	A : B : C	適 : 不適
		4 2項道路の後退	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
4	敷地形状、容積率、建ペい率	1 敷地形状及び高低差	適:不	A : B : C	適 : 不適
	(法52~54)	2 基礎形状 ・建物形状	適: 不	A : B : C	適 : 不適
		3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	適: 不	A : B : C	適 : 不適
5	斜線制限	1 建築確認図書の立面図との照合	適: 不	A : B : C	適 : 不適
	(法56)	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	適: 不	A : B : C	適 : 不適
6	設備	1 浄化槽の仕様 ・ 処理能力	適: 不	A : B : C	適 : 不適
	(令129の2の4~7等)	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	適:不	A : B : C	適 : 不適
		4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	適:不	A : B : C	適 : 不適
7	外装仕上げ (法22、23、24、62、63)	1 屋根 ・ 外壁 ・軒裏材の仕上げ	適:不	A : B : C	適 : 不適
8	外壁開口部の防火戸等(法2、64)	1 網入りがうス、シャッター、FD等	適:不	A : B : C	適 : 不適
9	特殊建築物等の内装 (法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	適:不	A : B : C	適 : 不適
10	居室の採光・ 換気 (法28)	1 間取り	適:不	A : B : C	適 : 不適
		2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	適:不	A : B : C	適 : 不適
11	階段及び踊場(令23~26)	1 幅 ・ 蹴上げ ・ 踏面の寸法、手摺	適:不	A : B : C	適 : 不適
12	特殊建築物等の避難 (法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		2 排煙設備(令126の2、126の3)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		4 非常用進入口(令126の6、126の7)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		5 敷地内通路(令128)	適 : 不	A : B : C	適 : 不適

					※2 検査	員 記録
確認事項				工事監理者	A:目視検査	
			確認を行う照合内容	確認結果 ※1	B:計測検査	結果
				/A 1	C:監理者報告	
13	防火区画等	1	界壁(令22の3 令114)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		2	防火区画(令112)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3	避雷設備(法33) 20mを超える建築物	適:不	A : B : C	適 : 不適
14	シックハウス対策	1	クロルピリホスの使用禁止	適:不	A : B : C	適 : 不適
	(法28の2、令20の5)	2	内装下地材の種別	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3	接着剤の種別	適:不	A : B : C	適 : 不適
		4	内装仕上げ材の種別	適:不	A : B : C	適 : 不適
		5	塗料の種別	適:不	A : B : C	適 : 不適
		6	建具・造り付家具の種類	適:不	A : B : C	適 : 不適
		7	換気区画 ・ 換気ルート	適:不	A : B : C	適 : 不適
		8	換気設備機器の性能 (換気風量)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		9	天井裏等の下地材	適:不	A : B : C	適 : 不適
15	基礎・地盤(令38、告示1347)	1	設計図書通りの地耐力が得られたか	適:不	A : B : C	海 . 不溶
		'	確認方法(迪:个	A : B : C	地: 小地
		2	地耐力が得られなかった場合の措置について	適:不	A : B : C	海 . 不溶
		2	措置の内容(迴: 个	A : B : C	通: 个通
		3	基礎種別の確認(連続、べた、独立、杭)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		4	各部材の形状、寸法の確認	適:不	A : B : C	適 : 不適
		5	配筋の確認(径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等)	適:不	A : B : C	適 : 不適
16	居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1	床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	適:不	A : B : C	適 : 不適
17	主要構造部及び主要構造部以外			適:不	A : B : C	適 : 不適
	の構造耐力上主要な部分に用い	1	木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、 接合金物等の種類・品質・形状・寸法	適:不	A : B : C	適 : 不適
	る材料(接合材料を含む)			適:不	A : B : C	適 : 不適
18	土台 (令42)	1	基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	適:不	A : B : C	適 : 不適
19	柱 (令43)	1	柱の小径、有効細長比	適 : 不	A : B : C	適 : 不適
		2	すみ柱又はこれに準ずる柱	適:不	A : B : C	適 : 不適
20	横架材 (令44)	1	中央部下側の欠込み	適:不	A : B : C	適 : 不適
21	筋かい(令45)	1	形状 ・ 寸法	適:不	A : B : C	適 : 不適
		2	欠込み部の補強	適:不	A : B : C	適 : 不適
22	構造耐力上必要な軸組等(令46)	1	耐力壁の配置(壁量計算書、軸組のパランスチェックシートとの照合)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		2	火打材	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3	小屋組の振れ止め	適:不	A : B : C	適 : 不適
23	構造耐力上主要な部分である	1	筋かいの端部における仕口(筋かいプレートによる接合)	適:不	A : B : C	適 : 不適
	継手又は仕口(令47)	2	軸組の柱脚・柱頭の仕口(ホールダウン金物等による緊結)	適:不	A : B : C	適 : 不適
		3	その他の継手又は仕口	適:不	A : B : C	適 : 不適
24	防腐防蟻措置 (令49)	1	防腐・防蟻措置 (土台・ 柱・筋かい)	適:不	A : B : C	適 : 不適

				※2 検査	員 記録
	確認事項	確認を行う照合内容	工事監理者	A:目視検査	
	惟祕尹垻	惟誌を打り照古内谷	確認結果 ※1	B:計測検査	結果
				C:監理者報告	
25	その他		適:不	A : B : C	適 : 不適
×	3		適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適
			適:不	A : B : C	適 : 不適

※ 4	
垖	
指示	
内	
容	

検	確認関係図書	■確認図書 ■ 告示第1347号による基礎構造図
査に		■ 告示1460号による継手・仕口の方法 □ 告示1352号による 1/4バランス計算書
必必	使用材料の品質を示す書類	□ コンクリート圧縮強度試験結果 □ コンクリートの品質(スランプ、空気量、塩化物)
要		□ 鉄筋・鉄骨ミルシート □ 使用材料品質証明書 ■ シックハウスに係る内装仕上げ材料等の写真
な 図	工事監理報告書	■ 基礎配筋検査記録 □ 基礎配筋写真
書		□ 建て方完了時の検査記録
※ 5	その他	□施工要領書(工事監理者が承認したもの) □工事写真

確認項目を現場でチェックし、適合は「適」に○印、不適合は「不」に○印を記入して下さい。 (該当しない項目は記入 ※1 しないでください)

^{※2} 太線枠内は記入しないで下さい。

確認事項の項目にないものは、「その他」の欄に記入してください。例として、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載します。

^{※4} 確認結果で不適合がある場合は、その項目番号(例:3-1) と現場で指示した内容を、「指示内容」欄に記入してください。

^{※5} 検査に必要な図書について、「■」の書類は必ず用意し、「□」は監理状況が確認できれば、それに代わる書類等でも可と します。また、中間検査時にすべて検査が終了している書類については用意しなくてもかまいません。